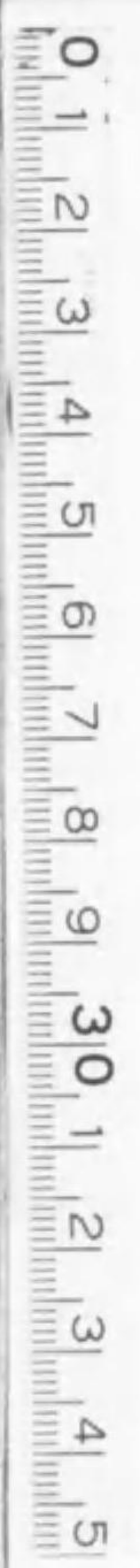


特279

77

原始文様集

第六輯



始



原始文様集解説

第六輯

(51) 土器頸部

土器—恐らく壺形土器—の頸部なるも、側面に顔面を象はせり。我が石器時代土器に成は耳に、或は腹に、人面を象はせるものあることは、再三之を繰返せり。本土器は頸部に顔面を象はせるものとして、既に學界の注意を惹き來りしもの、高さ現存部にて六寸二分、口径四寸二分、顔面を除いては、細竹様のもを用ひて、全面に押文を散布せり。恐らく頭髮を象はせるものならんも、既に進んで一種の裝飾的文様ともなりしものなるべきか。此の種の文様は、朝鮮發見の陶器に多く見るところ、而して我が原始文様には極めて稀なるもの、吾人は之を連ねて兩者の有機的關係を肯定せんとするものに非ざるも、本邦に於ける原始文様の分子として、注意せんと欲す。下野國河内郡國木村大字野澤發見。

(52) 鉢形土器

(25) 第六輯解説



本遺品は文様を自身と共に、これが河内國南河内郡道明寺村大字國府に於いて發見せられたる事實そのものに大に注意すべきものあり。先づ後者より之を説くべし。國府の遺蹟は古より學者の注意を惹き來りしも、近年、濱田博士等の學術的發掘の行はれしより頗るに學者の視聽を集め、東西大學を始め、本山氏及び其他の學者等の大發掘相ついで行はれ、その結果に對する論議、研究が近年に於ける石器時代研究の大躍進を促したりといふも不可なからず。而して國府の遺蹟は、その有する土器の性質が、關東及び以北のそれと趣を一にせず、且つ後世の混同も行はれしが如く、遺蹟そのものの性質に對する考察に、その文様論議を挟み得べき可能性ありしを以て、學者の如きは、其の一致せざるものあるが如し。本土器の如きは、其の頸部となつて發見せらるるもの、而して國府發見の土器が、其の頸部を以て發見せられしもの、亦本土器の有する價值の一なるべし。本土器は大正七年、本山氏の發掘の際、人骨の胸の側に於いて發見せられしものなりといふ。喜田博士「河内國府石器時代遺蹟發掘の一種の土器と民族と歴史」一ノ六國府發見の普通の土器と趣を異にするも、國府に於ける石器時代人の



繩文土器使用人との關係を考察する上に輕視すべからざる遺物なり。

本土器は高さ五寸、口徑四寸の小形にして、耳二を有し、平底にして、數片に破砕せしも、之を接合すれば、略ぼ完全のものとなし得べし。羽狀に繩文を散らし、口縁に近く五條の爪形文帯を押せり。爪形文も原始文様として往々見るところ、濱田博士が「元來土器製作の際、其の未だ柔軟なる時に當りて手指の爪を剪ること無かりし土器製作者が無意識の間に土器上に爪形を印せしことは最も有り得べきことに屬す、次に此の爪形を意識的に土器の紋様として適用するに至りては、爪その者のみならず細き竹管其他を半截したるものを用ひしことも想像せらる。而かも爪形紋様を連續して紐狀を呈せしめたるは亦た土器を鐫するに紐繩を以てせる實際的必要より轉生せる動機たるや云ふを俟たず、吾人は世界各地に於ける原始的土器の裝飾要素として爪形紋様を發見するの理由を存するを見る。」と説けるをそのまゝ、ここに引用して、爪形文の解とすべし。原始文様に於ける爪形文については、島田貞彦君、その論說「備前國全島郡磯の森貝塚特に爪形紋土器に就て」(考古學雜誌十四ノ七)に詳しく説けり。

(53) 鳥形土器

頸部及び尾部に缺失あり、鳥形の土器として、その型式に注意すべきものあり。即ち胴部は甚しく大きくして、中央に孔を穿ちたる手法は、稀に見るところ、文様はすべて凸文とせり。陸奥國中津輕郡野村字十面澤發見。

(54) 鉢形土器

陸前國宮城郡浦戸村字村島發見、高さ五寸五分あり、文様は細かき繩文地に突文を以て施せり、即ち底を中軸として、菊花様の文様を凸文を以てし、その頸部に獸手文を中凹みの凸文を以てせり。優婉の趣を有す。

(55) 方形鉢様土器

外形方形をなせるは稀に見るところ、高さ三寸一分、口徑四寸一分、文様は繩文地に、方格を描き、その上下に各一線を引き、中に扁圓形に一横線を點せり。その態、恰かも顔面を象し、その二の扁圓形は兩眼なりとも解し得べし。原始人が物を象はすは、特に彼の感覺に強く印象せるところをのみ採れる風あるは屢々之を見るところなるを以てなり。底縁に押文を連ね、口縁に不規則に耳を附けたり。

(56) 鉢形土器

陸前國牡鹿郡稻井村字沼津發見、文様はその手法前者に

似たるものあるも、これは扁圓形内の中軸縁に沿ふて斐脈様の平行凹文あるに見て、之を木葉を要素とせる植物文とすべきか。この想定にして大なる誤なしとせば、我が原始文様には、植物を材料とせるもの稀なるを以て、之を珍らしき事實とすべし。

(57) 急須形土器

陸前國桃生郡前谷地村發見、圖版は右上に底の文様拓本を、左上に肩腹部の文様拓本をのせたり。口徑二寸五分、腹徑五寸あり。注口を缺く。文様は磨り消しの手法を探れることは屢々述べ來りしところ、底は相對して同一型式の文様を配せるが如きも、深く之を注視すれば、左右反對の對稱におけるを見る。これ我が原始文様に見る特徴として看過すべからざるものならんか。

(58) 土瓶形土器

常陸國稻敷郡高田村字椎塚發見、外形完く、かつ文様優美、かつ唐草文に似たるものあり。文様は紐繩を組み合せしものを象はしが如く、而してその端が右に左に反轉せるは、飛鳥文様に見るところ、之を以て直ちに兩者の關係を認めんとするものに非ざるも、原始文様の研究上注意すべ

き事實ならんか。

(59) 鉢形土器

外形稍々趣を異にし、肩部は著しく大きく外に張り、二段になれるが如き外形となれり。口縁は三所に耳凸出し、その上端に獸手形の浮文をつけたり、文様は口縁部に沿ふて三線の凹帯を引き、肩部の下端に沿ふて亦三線を引き、耳の凸出部に生ぜざる空間に底邊を相接せるが如く一筆に描けり。底に繩文を押せり。

(60) 鉢形土器

常陸國稻敷郡安中村大字馬掛字陸平發見、早く Okada, Shoji, Mound at Hirauchi (1883) に圖録せられて學界の注意を惹けり。口徑六寸八分、高さ耳をこめ四寸三分五分、耳の一方にのみつける型式を見るべし。耳及其の直下の腹部に圓孔あり、圖版向つて右上の口縁部に近く相並んで二孔あるは、本土器がこのところに於いて割れ目を生ぜしを繕はんが爲めに之を穿ち、繕類を以て結びつけしものなるが如し。文様は普通見るところと趣を異にし、直線及び圓文を合せ用ひ、同心圓文を蓋形の頂點におき、その空間に並行直線を以て填充せり。

部 頸 器 土
(見發澤野字大村本國郡內野野下)

51

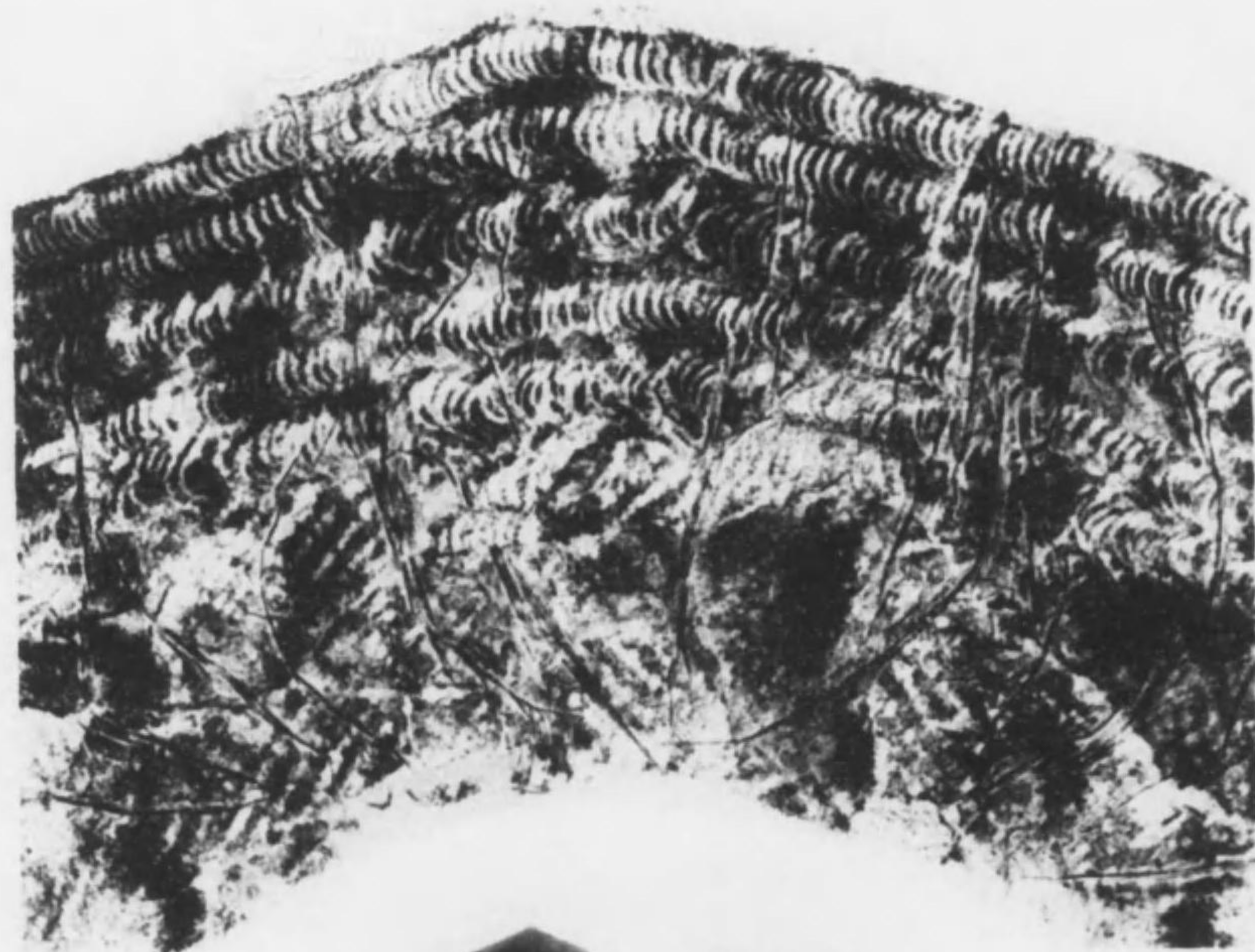


(藏室教學類人部學理學大國帝京東)

鉢形土器

52

(見發南國字大村寺明道郡內河南國內河)

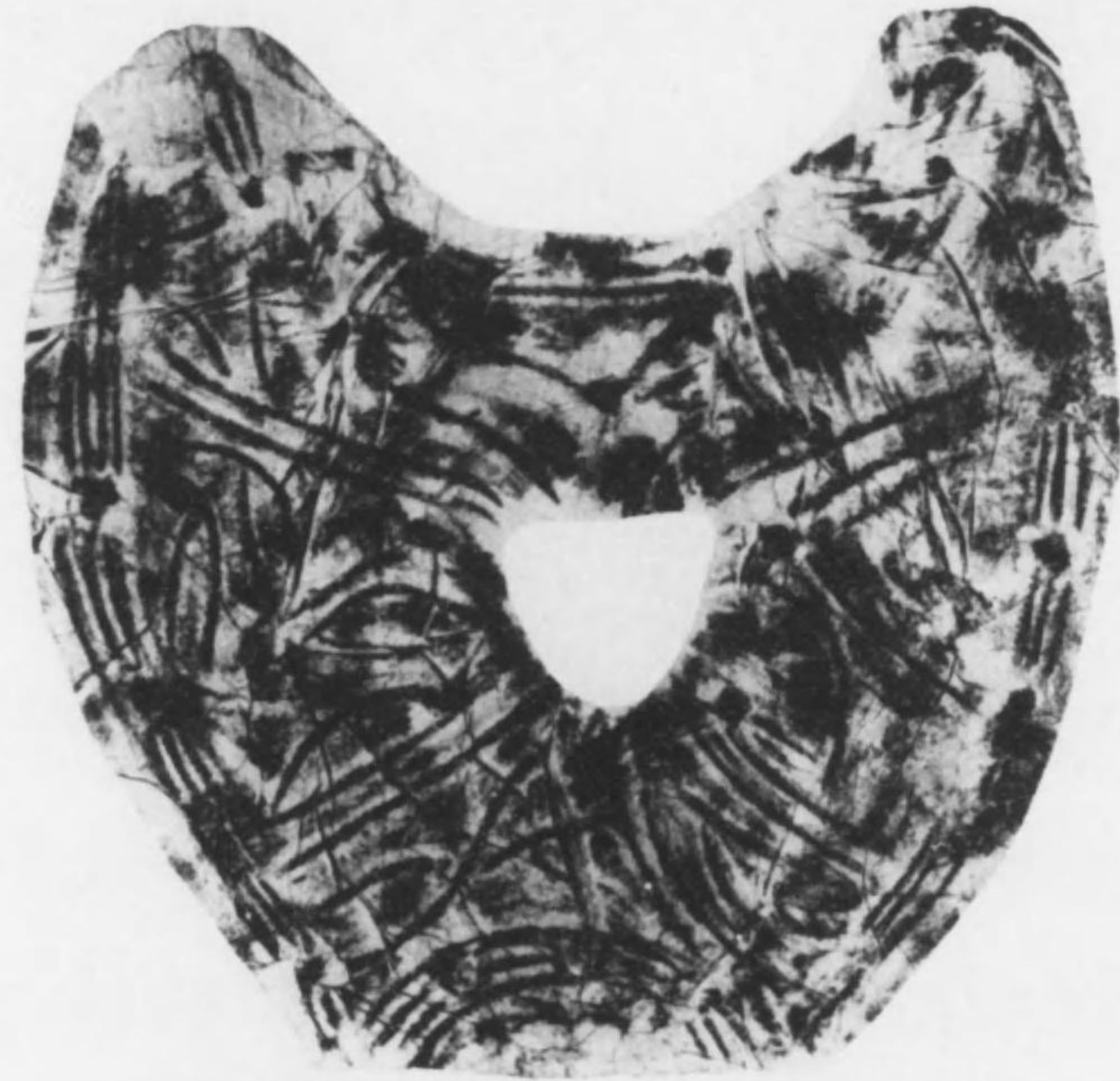


(藏氏一彦山本 瓶大)

鳥形土器

53

(見香澤面十字村野根郡經津中國美陸)



(藏氏助之房原久戸神)

器土形鉢

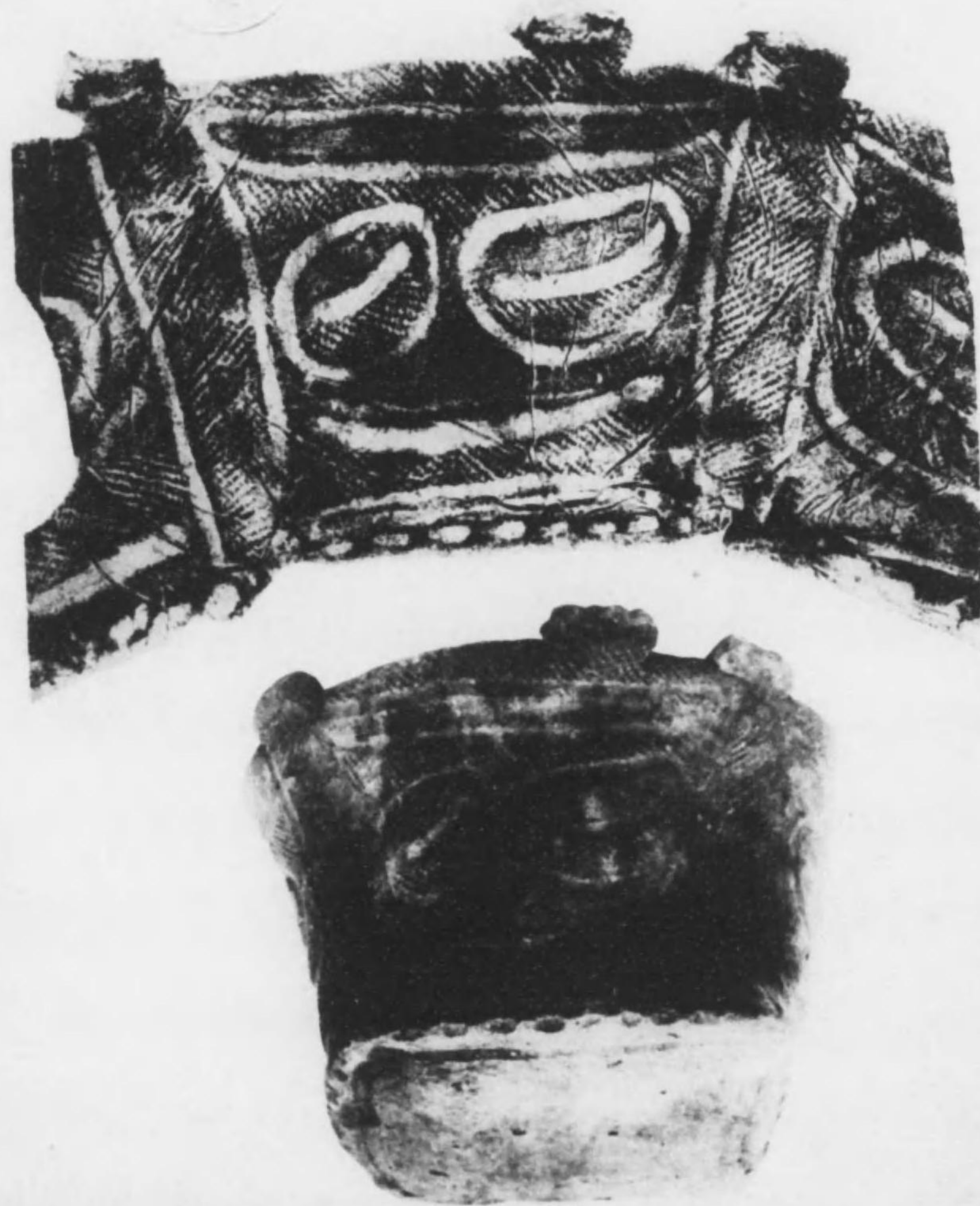
(見發島柱字村戶浦郡城宮國前陸)



(藏氏七源藤道 前陸)

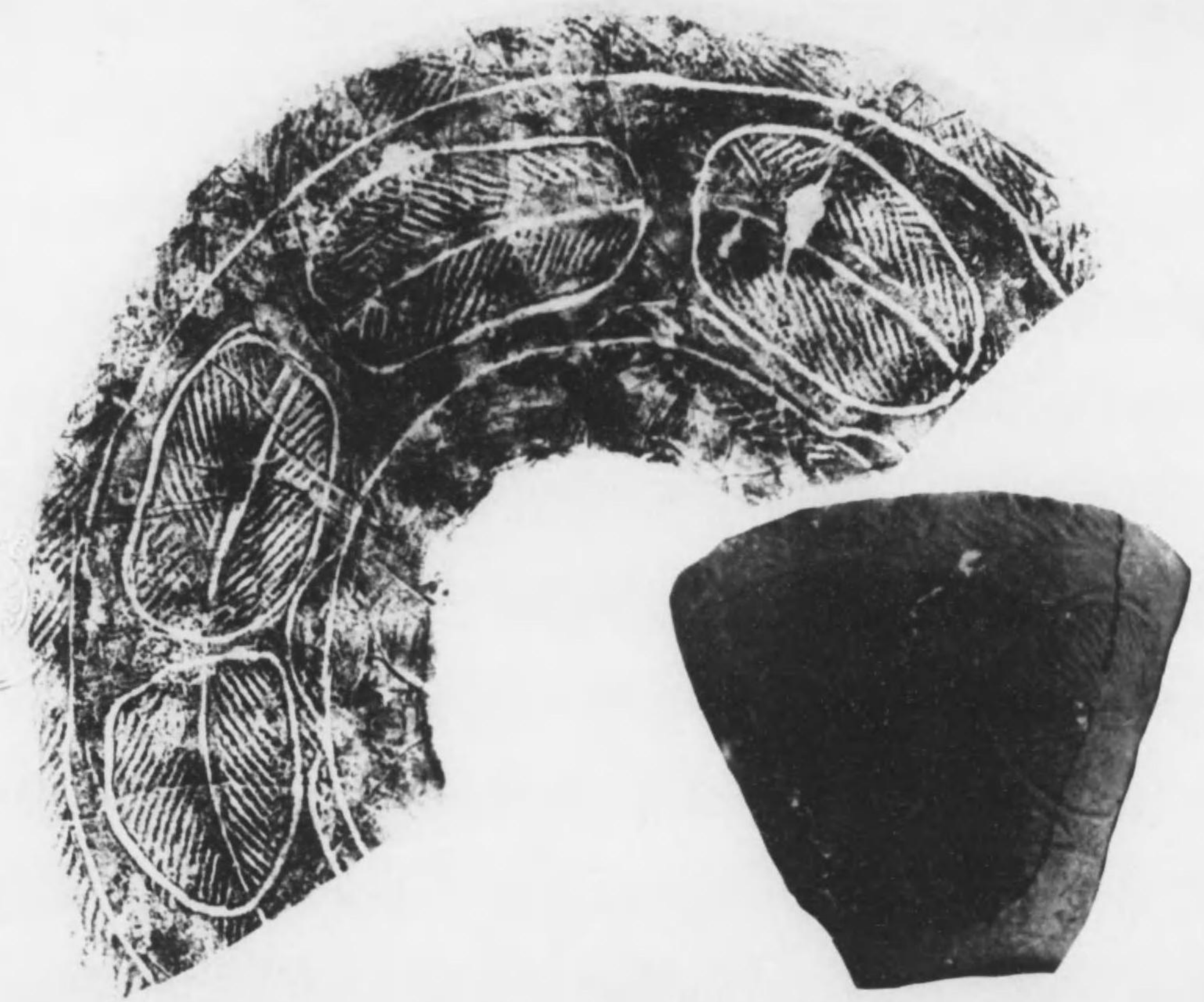
器土標鉢形方
(見觀山余字村上海郡上海國總下)

55



(藏部學文學大風帝部京)

器 土 形 鉢
(見發津川字村井稻郡鹿社國前陸)



(藏氏部七總科毛 前陸)

急須形土器
(見貴村地谷前郡生機國前陸)

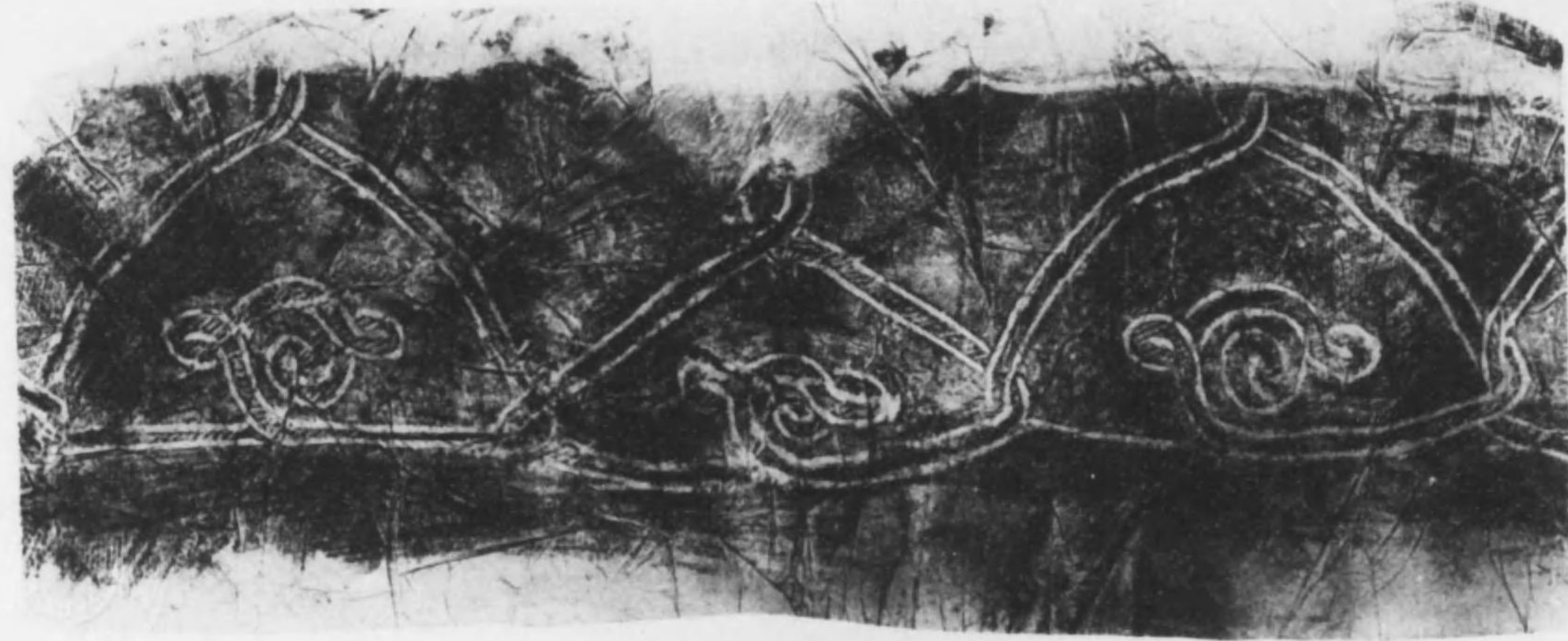
57



(藏氏那次美露壽 前陸)

器土形瓶土

(見發塚字村川高郡歌后國陸常)



(藏會濟共郡下 江近)

器 土 形 鉢
(見雲田縣宇村賀須大郡敷稻國瑞常)

59



(藏館物博室帝京東)

器土形鉢
(見登平西字掛馬字大村中安郡和國陸寄)



(藏室教學類人部學理學大國帝京東)

原始文様集刊行の趣旨

文様の研究は古代の文化を語るものとして極めて重要な地位を占むるのである。古代民族は彼等の思想をその文様藝術の上に如何に表現してゐたか、彼等の生んだ藝術は果して如何なるものであつたか、これらの検討はたしかに興味ある問題であらねばならぬ。而して歐米人も讚嘆して止まぬ我が文様の中に於ても、石器時代になつたものは一種の異彩を放つてゐる。嘗にそれが原始的な氣分に溢れてゐるといふだけではない。その手法に於ても原理に協ひ、組立に於いても現代人の到達し得た域に到達してゐるのに驚かされるであらう。随てこれが研究は好事家の好奇心を満足させるのみではなく、其特色は必ずやよく現代の行き詰つた文様に清新にして該切なる刺戟と暗示を與へるであらう。

東京帝國大學教授文學博士鳥居龍藏氏及び東京帝國博物館歴史課長高橋健自氏は本圖集の編輯監督として其蘊蓄を傾注せらるゝのみならず、尙京都帝國大學教授文學博士濱田耕作氏も亦多大なる援助を與へらるゝが故に、本圖集はよく其完璧を期するを得、材料としては日本の隅々に亙つて其古代代表作を蒐集し、且これが實物の寫眞と文様の剖展とを掲げ、以て、手法の上にも組み立に於いても遺憾なき程度の紹介を試んとするものであつて、藝術並に文化の上に裨益すること多大なるべきは吾人の確信することである。

原始文様集刊行規定

- 第一款 本圖集は一定の組織に基き原始時代の石器、土器文様を系統的に蒐集して寫眞圖及拓本をコロタイプにて印刷するものとす
- 第二款 本圖は每葉四六倍判大のコロタイプ印刷拾葉を以て壹冊を刊行す
- 第三款 本圖は拾二冊を以て原始時代竣の完結として大正十二年十一月より大正十三年十月迄を其刊行期間とす
- 第四款 本圖集は非賣品にして會員にのみ頒布するものとす
- 第五款 本圖集は毎輯解説書を添附す
本會々員たらんとする人々は所定の申込書に會費全額分又は第一四分を添へ其旨本會へ申込まるべし
但し諸官衙官公立學校圖書館等は會費後拂特別扱の請求に應ず
本會々費左の如し
- 第六款 登時納入 金拾六圓五拾錢
拾二冊納入 金壹圓五拾錢
送金は成るべく振替口座東京四一〇二四番へ拂込まるべし

大正十三年四月廿五日印刷 (第六輯)

大正十三年四月十日發行

不許複製

編輯者 杉山壽榮男
發行所 東京市牛込區矢來町三番地
印刷所 東京市牛込區矢來町三番地
右代表者 田村壯次郎
東京市本郷區湯島四丁目二十番地
大塚巧藝社

發行所

工藝美術研究會

振替東京四一〇二四番
長野三五二一四番

終